

ルールを守らなければ 安全を守れない・・・！？

上記「ルールを守らなければ安全を守れない」は、大阪第二運輸所の平成25年度「重点実施事項」のスローガンの一つであり、それについて所長のコメントとして今月号の所内誌「轍」に掲載されています。

言葉だけ聞けばもっともと思われる美辞麗句でしょう。

しかし、ルールは一方的では成り立ちません！

会社自らルール違反！

※基本協約第46条・・・「特別休日（特休）は、1年間に120日から当該1年間における日曜日の数を除いた日数を1ヶ月に5日ないし6日の割合で付与する。（注）1年間とは、4月1日から翌年月31日までをいう。」と書かれています。同時に就業規則にも謳われています。

ところが、4月の特休の付与が複数の乗務員に9日や10日と大幅にオーバーした付与の人と反対に4日付与と1日足りない人が発生しています。

また、昨年間の年間休日が120日付与されていない118日や119日付与の人も多数いました。（交差点No.356「皆さん！年間休日は120日ありますか！？」で訴えてきました）

このことは正に協約違反ではないでしょうか！？

「ルールを守らなければ安全を守れない」、「たとえ軽微なルール違反であっても、いずれは大きな事故・不祥事につながる・・・」とコメントされていますが、特休5日以内及び6日以上付与なら軽微だから仕方ないとでも言うのでしょうか！？

いずれにしても協約に違反していることには間違いありません。

会社は、乗務員に対して一方的にルール厳守を言う前に、自ら襟を正し、ルールを守らなければならないのではないのでしょうか！？